

新型コロナウイルス対策のヒント

福祉施設及び団体は、高齢者・障がい者等支援が必要な人と支援者がともに、安全で安心して暮らせる環境を守る使命があります。今回の新型コロナウイルスの感染は、私たちの生命に関わることもあります。万全の感染防止に努めていただけるよう、業務等における注意点をまとめました。

「自分が感染しているかも」と考えて行動することで感染を防ぎましょう

※実際に感染している可能性がある場合は、職場へ報告し、相談窓口などに連絡して業務には携わず自宅待機してください。

1. 手洗いは“しつこい”ぐらいする

- ・ 出勤時・帰所時・会議後・面談後・食後など都度手洗い、消毒を行う
- ・ 手洗いは、石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐを2回繰り返す
- ・ タオルは共有しない、自分用を持参する
- ・ 施設利用者と訪問者にも手洗いを勧める
- ・ 手洗いでできない時のために、ウェットティッシュや手指消毒液などを携帯する
- ・ アルコール消毒等は、1回の消毒に2ミリリットル以上手にとることが必要

2. マスクは常時着用を

- ・ 会話中は絶対はずさない（飛沫感染を防ぐため）
- ・ マスクの着脱は耳ひもを小指でさわる（マスクは、汚れていると考え、表面をさわらない）
- ・ はずしたマスクをポケットに入れない

3. 消毒は徹底する

- ・ 多くの人が触る場所は、定期的に消毒する、見過ごさない
ドアノブ、エレベーターボタン、会話テーブル、椅子、自転車ハンドル、車いすなど
- ・ 消毒液は吹きかけるだけでなく、乾いたペーパータオルなどで拭きとる
- ・ プラスチックや金属には、3日ぐらいウイルスが残ることもあるため、定期的に消毒する
- ・ 拭きとりには、可能であれば、ペーパータオル等の使い捨てが良い
- ・ 各自でウェットティッシュや消毒液などを携帯し、常に手やテーブルを消毒できるようにしておく
- ・ 塩素系漂白剤を使った消毒剤の作り方は、以下のページを参考にしてください
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

4. 対面・対話の注意点

- ・ 対面で会話する時は、なるべく離れ、手の届く距離に近付かない（基本は2mの間隔）
- ・ 正面向かっての会話を避けて、右図のように対角になるような位置を心掛ける
- ・ 部屋のドアや窓を随時開放し、換気する
- ・ 対話の時間は、短くして休憩をとる（30分で休憩など）

5. 訪問者を迎えるとき

- ・ 入所時の手洗いを勧める
- ・ マスクの着用を勧める、場合によっては提供する
- ・ 車いすや介添えで接触が必要な時は、お互いに手洗いと消毒を行う
- ・ テーブル、椅子など触れる場所を使用前、使用後には消毒する
- ・ 対面接触の注意点を守る
- ・ 電話やメール等で済むことは訪問を控えるように促す

6. 勤務中の注意

- ・ 出勤した時と終了時に体温を測り、毎日記録する
- ・ 同じ職場仲間や就業後等に一緒に外出や食事しないようにする
- ・ 外出から帰ってきたら、屋外で服のほこりをブラッシングする
- ・ 具合が悪いと感じたら、直ちに仕事を止めて、職場へ報告し帰宅する

7. 職場で感染者が発生した場合に備えて

- ・ 消毒作業等で、施設が封鎖されるため、利用者や関係者などへの連絡手順を決めておく
- ・ 在宅勤務できる場合は、電話・ファックス・メール等で、業務を続ける手順を決めておく
- ・ 関係施設等で感染者が出た場合、接触した職員は関係機関と相談し必要に応じて検査を受ける
- ・ 毎日、感染に関する状況を記録し、必要に応じて役所に報告できるようにしておく
出勤職員の健康状態・外来訪問者の記録・その他気がついたことなど

参考資料サイト

- 内閣官房 https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- 経済産業省 <https://www.meti.go.jp/covid-19/mask.html>
- 経済産業省 手洗い https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf
- 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 厚生労働省 手洗い <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>
- 山中伸弥による新型コロナウイルス情報発信 <https://www.covid19-yamanaka.com/index.html>